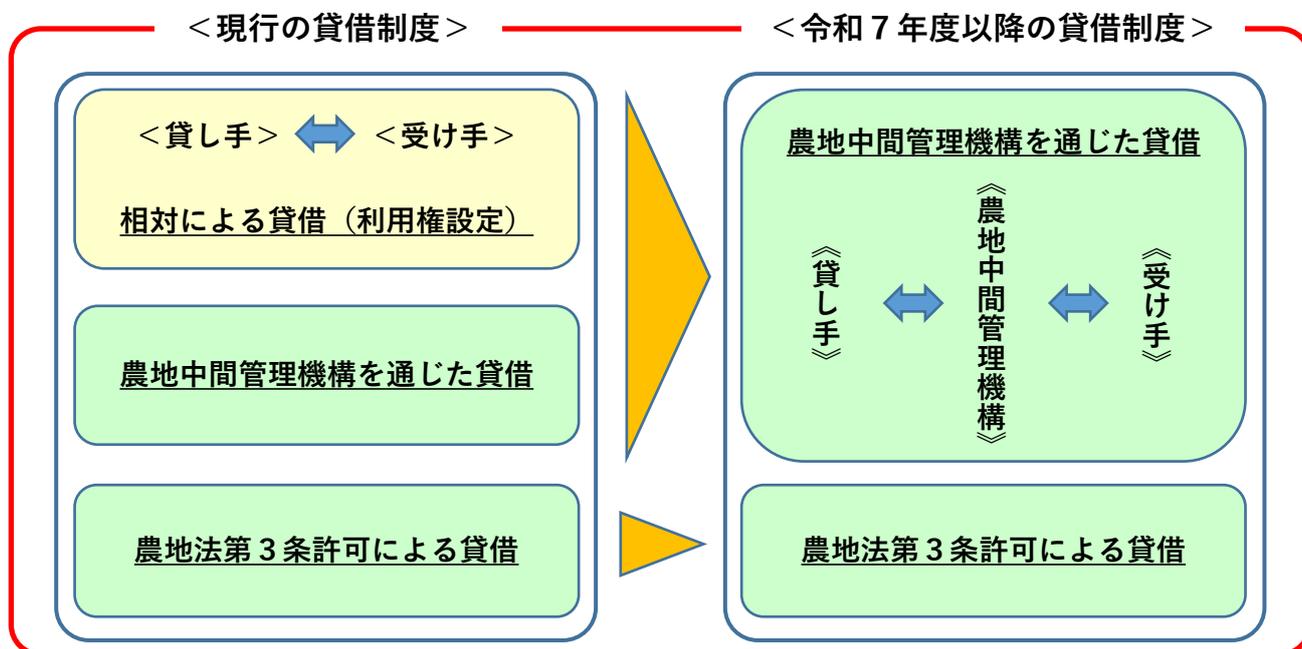


# 農地の貸し借りの制度が変更になります

農業経営基盤強化促進法の一部改正（令和5年4月1日施行）により、農地の貸し手と借り手の相対による貸借（利用権設定）は廃止され、令和7年4月1日以降の手続きからは農地中間管理機構(\*1)を通じた貸借へ移行します。

なお、現在設定している利用権設定は、契約期間満了までは有効です。



## ● 「利用権設定」から「中間管理機構を通じた貸借」にした場合の主な変更点

- ・ 貸借期間は3年以上となります。
- ・ 物納による貸借が行えなくなります。（金銭による貸借または無償（使用貸借））

## ● 貸借のお手続きについて

- (1) 新規で貸借を希望される場合  
⇒ 新見市農業委員会事務局へご相談ください。
- (2) 利用権設定から中間管理機構を通じた貸借へ更新の場合  
⇒ 現在の貸借期限の前に通知を送りますので、通知に沿ってお手続きをお願いいたします。
- (3) 利用権設定の更新可能期限  
⇒ 新見市では令和7年2月20日の受付までは利用権設定が可能です。

### (\*1) 農地中間管理機構とは

県知事の指定する公的な機関です。

（岡山県の場合は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）

### 【お問い合わせ先】

〒718-8501 岡山県新見市新見310番地3

新見市農業委員会事務局（本庁舎2階） Tel: 0867-72-6106